

各 位

会 社 名 株式会社ワキタ 代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二 (コード番号 8125 東証プライム) 問合せ先 執行役員総務部長 成山 敦彦 (TEL. 06-6449-1901)

定款一部変更のお知らせ

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の当社第62回 定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考 書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交 付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となる ため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるも のであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

	(1 版代及久固///
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開	(削 除)
示とみなし提供)	
第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際	
し、株主総会参考書類、事業報告、	
計算書類および連結計算書類に記	
載または表示をすべき事項に係る	
情報を、法務省令に定めるところに	
<u>従いインターネットを利用する方</u>	
法で開示することにより、株主に対	
して提供したものとみなすことが	
<u>できる。</u>	

(新 設)

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容であ る情報について、電子提供措置をと るものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事 項のうち法務省令で定めるものの 全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載し ないことができる。

(新 設)

附則

- 1. 変更前定款第 15 条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 15 条 (電子提 供措置等)の新設は、2022年9月1日か ら効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月 末日までの日を株主総会の日とする株主 総会については、変更前定款第15条(株 主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、2023年3月1日または前項 の株主総会の日から3か月を経過した日 のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年5月26日 (木) 定款変更の効力発生予定日

2022年5月26日(木)

以上